

## 物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

昭和54年3月15日用第75号  
出納事務局長通達

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造請負契約について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 知事が确实と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第6条 入札書は、様式第1号により作成し、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名の通知（以下「指名通知」という。）に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札辞退)

第7条 指名通知を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、別紙様式により理由を記入した「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札

の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、物品の製造の請負（印刷物の請負を含む。）の契約を締結しようとする場合において、特に必要と認められてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第11条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。
- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により、再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第2号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。
- 3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、様式第3号に掲げる事項を記載した請書を徴する。

この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）に定める契約については、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、その者の同意を得て契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、第3条第1項各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項に掲げる担保の価値は、第3条第2項に定める額とする。

(異議の申立)

第22条 入札した者は、入札後、この心得書、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第23条 この規定は、随意契約について準用する。

附則 この心得は、昭和54年3月15日から施行する。

附則 この心得は、昭和57年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成元年7月15日から施行する。

附則 この心得は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成11年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成12年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年10月1日から施行する。

附則 この心得は、平成16年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成21年1月5日から施行する。

附則

- 1 この心得は、平成21年4月1日から施行する。ただし、様式第3号（その3）の改正（第7条第2項の改正を除く）、様式第3号（その4）を削る改正、様式第3号（その5）の改正（第10条第2項の改正を除く）、様式第4号の改正、様式第4号（その2）、様式第4号（その3）、様式第4号（その4）を加える改正は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から様式第3号（その4）を削る改正の施行の日の前までの間、

同様式第8条第2項中「年3.7パーセント」とあるのは「年3.6パーセント」と読み替えるものとする。

- 附則 この心得は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この心得は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この心得は、平成23年9月1日から施行する。
- 附則 この心得は、平成25年4月1日から適用する。
- 附則 この心得は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この心得は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

# 入札書

入札金額

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 品名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |

上記により、静岡県財務規則及び物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書承諾の上、入札いたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称  
氏 名

印

代 理 人  
氏 名

印

静岡県知事様  
(かい長)

## 物 品 売 買 契 約 書

物品の売買について静岡県（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

| 品 名 | 種類、形状、規格等 | 数 量 |
|-----|-----------|-----|
|     |           |     |

（2）売 買 代 金

金 円  
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（3）納 入 期 限 年 月 日

（4）納 入 場 所 （注）「仕様書記載のとおり」とし、別記載可

（5）契 約 保 証 金 （注）免除する場合は、「免除」と記載

（納入期限の延長）

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡し of 時期）

第4条 甲は、乙が物品の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第5条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(追完請求権)

第6条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(買主の権利の期間制限)

第7条 乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(代金の支払時期)

第8条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.5%パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

(注) 財務省の最終改正告示に従うこと

第9条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 納入期限内に契約を履行しない場合で、履行の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(2) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(4) 前各号のほか、乙が法令等又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第12条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

乙



製造請負契約書

収入印紙

注文者、静岡県を甲とし、請負人 を乙として、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

| 品名 | 種類、形状、規格等 | 数量 |
|----|-----------|----|
|    |           |    |

（2）請負代金

金 円  
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（3）納入期限 年 月 日

（4）納入場所 （注）「仕様書記載のとおり」とし、別記載可

（5）契約保証金 （注）免除する場合は、「免除」と記載

（誠実な履行）

第2条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

（疑義等の決定）

第3条 仕様書に明らかにされていないもの、又は仕様書に疑義を生じたときは、甲乙協議して定め、支障のないようにするものとする。

（納入期限の延長）

第4条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第6条 甲は、乙が物品の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第7条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(追完請求権)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(注文者の権利の期間制限)

第9条 乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(代金の支払時期)

第10条 甲は、第6条第5項の引渡しを受けた後、請負代金を甲が乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

(注) 財務省の最終改正告示に従うこと

第11条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の請負代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 納入期限内に契約を履行しない場合で、履行の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(2) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(4) 前各号のほか、乙が法令等又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。  
(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

乙

## 印刷請負契約書

収入印紙

注文者、静岡県を甲とし、請負人 を乙として、次のとおり  
請負契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

| 品名 | 種類、形状、規格等 | 数量 |
|----|-----------|----|
|    |           |    |

（2）請負代金 金 円  
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（3）納入期限 年 月 日

（4）納入場所 （注）「仕様書記載のとおり」とし、別記載可

（5）契約保証金 （注）免除する場合は、「免除」と記載

（誠実な履行）

第2条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

（疑義等の決定）

第3条 仕様書に明らかにされていないもの、又は仕様書に疑義を生じたときは、甲乙協議して定め、支障のないようにするものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙は、当該契約を履行するにあたり、作業上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該契約を履行した後もまた同様とする。

（秘密の保持の違反責任）

第5条 乙は、前条の秘密保持に関する規定に違反、又は違反の疑いがあると解される行為をした場合は、一切の責任を負うものとする。

（納入期限の延長）

第6条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第7条 乙は、契約印刷物を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第8条 甲は、乙が契約印刷物の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査によって、印刷が不鮮明又は印刷物として使用できないと認められるときは、再製の責任を負うものとする。この場合においては、前条及び第1項の規定を

準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅延なく製品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第9条 前条第5項の引渡し前に生じた契約印刷物の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合の担保責任)

第10条 契約印刷物が契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて契約印刷物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、又は損害の賠償を請求することができる。甲が相当の期間を定めて乙に対して追完の請求をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて印刷請負費の減額を請求することができる。

2 前項の規定による契約印刷物の不適合に対する履行の追完の請求、印刷請負費の減額の請求及び損害賠償の請求は、甲が不適合を知ったときから1年以内に、その旨を乙に通知して行わなければならない。

3 契約印刷物の内容に重大な不適合があつて甲の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

4 前3項の規定は、その不適合が甲又は甲の指名する職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が、この指図の不相当であることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

(代金の支払時期)

第11条 甲は、第8条第5項の引渡しを受けた後、請負代金を甲が乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

(注) 財務省の最終改正告示に従うこと

第12条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に、契約印刷物を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅延に係る契約印刷物の請負代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

(解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 納入期限内に契約を履行しない場合で、履行の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(2) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した

場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(4) 前各号のほか、乙が法令等又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（合意解除）

第14条 甲又は乙は、必要があるときは、相手方と協議による合意の上、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、甲は乙が既に履行した部分等を考慮して乙に対し相当の対価を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第16条 この契約の締結に要する費用及び契約印刷物納入に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第17条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙

様式第3号（その1） （用紙 日本産業規格A4縦型）

請 書

1 品名・規格 \_\_\_\_\_

2 数 量 \_\_\_\_\_

3 契 約 金 額 \_\_\_\_\_  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）

4 引 渡 場 所 \_\_\_\_\_

5 納 入 期 限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記物品の納入については、静岡県財務規則並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住 所  
商号または名称  
氏 名 印

静 岡 県 知 事 様  
（ か い 長 ）

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を県に通知し、県（検収員）は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査に合格しないものについては、県の指示に従い、良品と取り替えなければならない。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 7 納入者は、納入物品の引渡し後1年間、県の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された契約に適合しないものについて、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。



様式第3号(その2) (用紙 日本産業規格A4縦型)

(製造請負・修繕用)

請

書

収入印紙

1 品名・規格 \_\_\_\_\_

2 数 量 \_\_\_\_\_

3 契約金額 \_\_\_\_\_

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引渡場所 \_\_\_\_\_

5 納入期限 \_\_\_\_\_ 年 月 日

上記物品の製造請負(修繕)については、静岡県財務規則並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。(注) 製造請負又は修繕の内、不要な方を削除すること。

年 月 日

住 所  
商号または名称  
氏 名

印

静岡県知事 様  
( かい 長 )

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を県に通知し、県（検収員）は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査に合格しないものについては、県の指示に従い、良品と取り替えなければならない。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 7 納入者は、納入物品の引渡し後1年間、県の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された契約に適合しないものについて、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

様式第3号 (その3) (用紙 日本産業規格A4縦型)

請 書

(印刷請負用)

収入印紙

- 1 品名・規格 \_\_\_\_\_
- 2 数 量 \_\_\_\_\_
- 3 契 約 金 額 \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 4 引 渡 場 所 \_\_\_\_\_
- 5 納 入 期 限 \_\_\_\_\_ 年 月 日

上記契約印刷物の納入については、静岡県財務規則並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住 所  
商号または名称  
氏 名

印

静 岡 県 知 事 様  
( か い 長 )

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を県に通知し、県（検収員）は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査によって、印刷が不鮮明又は印刷物として使用できないと認められるときは、県の指示に従い再製するものとする。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。
- 7 履行にあたり、作業上知り得た秘密を漏らしたりしてはならない。履行した後もまた同様とする。
- 8 秘密保持に関する規定に違反、又は違反の疑いがあると解される行為をした場合は、一切の責任を負うものとする。
- 9 納入者は、契約印刷物の引渡し後1年間、発見された契約に適合しないものについて、無償再製又は取替え納入の責任を負うものとする。

# 入 札 辞 退 届

年 月 日

品名及び数量

上記の入札を辞退します。

辞退理由

静岡県知事 様

住 所

商号又は  
名 称

氏 名

(注) 入札を辞退するときは、遅くとも提出期限には到着するよう提出してください。